平成19年第4回土岐市議会定例会報告

平成19年第4回議会定例会のあらまし

今議会には、補正予算3件、条例の一部改正6件、人事案件2件、決算(企業会計)の認定2件、そ の他案件2件の15件が理事者側から上程され、議員提出議案として、決算特別委員会の設置及び飲酒運 転根絶に関する決議を提出しました。

決算認定の2件を決算特別委員会に付託し、11月1日に開催し、審査を行いました。決算についての 報告は、次号でさせていただく予定です。

飲酒運転根絶に関する決議は、平成14年9月議会において、同様の決議を行いましたが、その後も新 聞紙上で、毎日のように悲惨な事故が報道されています。そういう状況を踏まえ、再度、市民のみなさ んに飲酒運転の根絶を推進するため、決議をいたしました。

土岐市民から被害者も加害者も出さないよう、一人一人が自覚をもって行動しましょう。

人事案件につきましては、9月12日の本会議において、教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに齋 木寛治さんの選任、公平委員会委員の奥村康子さんの再任に同意をしました。

補正予算関係、条例の一部改正関係、その他の案件は、常任委員会に付託し、9月18、19日に審査さ れ、9月26日の本会議において、すべて原案どおり可決しました。各常任委員会の審査内容は、以下の とおりです。

治見市で、残りの三分の一 質疑があり、「三分の一 答弁があり、 陶磁器フェスティバル美濃負 金の三市の割合について」 続いて、「国際 を多

また、

市

民に周知されているのか。 これまで助成を受けた

ζ

この助成制度は、

広く

団体はあるのか」との質疑が

県での調整結果である」旨の

があり、

続いて、「教育費

コミュニティー 助成事業につ

を行う予定である」旨の答弁

交付金申請に必要な整備計画

、の協力を求め、まちづくり

陶都森林組合で検討中であ

また、

面積については、

については、現在、

市

「二年計画で、国が行う事業 は」との質疑があり、「場所 十ヘクター ルと決めた理由 林は、どこか。また、面積三 である」旨の答弁があり、 いて、「対象となる地域、 計画について」質疑があり、 人モデル事業費補助金の事業 未整備森林緊急公的整備道 の部所管部分について」 計補正予算 (第二号) 平成十九年度土岐市一般 森 続

把握することが重要である。 疑があり、「地権者の意向を 後のスケジュールは」との質 が、二百七十万円である」旨 との質疑があり、「用地測量 の答弁があり、続いて、「今 九十七万円、 差点変更設計業務委託費が 委託費が、三百八十万円、 について、委託費の内訳は て、「新土岐津線推進事業費 事業化の実現に向け、地権者 事業関連委託料 交

りました。

|常任委員

りである」旨の答弁があり、 多治見市を含む三市の人口割 いる」旨の答弁があり、 続いて、「庚申・山神線の総 四億六千万円程を予定して **事業費について」 質疑があり**

託されました案件の主な審査

次のとおりです。

|常任委員会に審査を付

崩落した荒神洞線

層が崩壊した」旨の答弁があ 下水位が上昇し、上部の砂 ミリの大雨が降ったため、 性質がある。 七月十三日から 粘土層は、 層から成る地質であり、 との質疑があり、「この地域 路であるが、崩壊した原因は」 旨の答弁があり、 今後は、 七月十五日にかけ、二百二十 災害復旧費について、 固結粘土層と砂礫層の一 開通して間もない道 市民周知に努める」 雨水を浸透しない 続いて、 荒神 固結 2

あり、「今回が初めてであり、

の答弁がありました。 の答弁がありました。 の答弁がありました。 の答弁がありまの質疑があり、 は、「土岐市で何件の利用が は、「土岐市で何件の利用が あるのか」との質疑があり、 部を改正する条例について」

統計調査に用いる産業分類の態の企業が対象になるのか」で、は、「どのような産業形で」は、「どのような産業形の一部を改正する条例についの一部を改正する条例につい

岐市下水道条例の一部改正

審査結果」平成十九年度

がありました。

などが考えられる」旨の答弁

定されるか」との質疑があり、

今後、どのような占用が想

管路に設置する光ファイバ

やポンプ場に設置する施設

でももらえるというものではで枠があり、申し込めばいつ

て、「国庫負担金の災害復旧ない」旨の答弁があり、続い

費負担金は、事業費の三分の

《全会一致·原案可決》

「平成十九年土岐市水道事

第一常任委員会

内容は、次のとおりです。託されました案件の主な審査

カ 平成一九年度から廃止され 合センター からの助成金の制 たが、その後、県が改めて、 で、当初予算編成時に県から 過措置として、今年度から三 そのことによる激変緩和の経 るために交付されていたが 地方税の減収の一部を補填す 金は、平成十一年の税制改正 額の差が大きいのはなぜか. 弁があり、 となったものである」旨の答 計算をしたところ、大幅な減 の試算をもとに、予算計上し による恒久的な減税に伴う との質疑があり、「特別交付 交付金の確定額と当初見込み て」「歳入の部」**では、「特別** 分・その他所管部分につい 入の部全部、歳出の部所管部 会計補正予算 (第二号) 中歳 年に限り交付されるもの 「平成十九年度土岐市一 続いて、「自治総

る災害復旧債の九十五パーセニで、残りの三分の一にあて

ントが、交付税措置されると

じて、申請はできるが、県内 じて、申請はできるが、県内 して、中請はできるが、東内 にいたものであり、 にいたり、 にいたものであり、 にいたものであり、 にいたものであり、 にいたものであり、 にいたものであり、 にいたものであり、 にいたものであり、 にいたものであり、 にいたものであり、 にいたり、 にいり、 に



ーデンパークSOGI足湯

「この施設の熱源は、全て電 があり、続いて、「この施設 気でまかなっていたが、入場 緯について」質疑があり、 設で補完することに至った経 GIの熱源を電気ではまかな なのか」との質疑があり、 ロパンを使うことは、大丈夫 いるが、電気の補完としてプ いろいろなトラブルが起きて は、これまで、熱源について、 ロパン施設にした」旨の答弁 低下などに対応するため、プ 多かったこと、及び急な温度 者数が、当初の見込みより、 いきれないので、プロパン施 では、「バーデンパークSO

同じか」との質疑があり、いうことだが、どの災害でも

災害が発生すると国による

があり、続いて、「歳出の部

付税に算入される」旨の答弁のうち九十五パー セントが交で、三分の一を起債とし、それば、三分の二が国庫負担金査定を受け、災害と認定され

ると聞いているが、遊具等で て、基本的に町内の管理であ る」旨の答弁があり、続いて、 管理者に経営努力をお願いす ので、二十万人は確保できる 末で、十二万人を超えている の来客があり、今年度も八月 たが、昨年度は、三十二万人 込みを二十万人と想定してい があり、「当初経営面での見 う見込んでいるか」との質疑 者の減少が予想されるが、ど あり、続いて、「今後、入場 り、問題はない」旨の答弁が 加味して、設計したものであ り、「現在までの入場者数を ても大丈夫か」との質疑があ によって、多くの入場者が来 て、「この設備をつけること ない」との答弁があり、続い するものであり、問題は起き 在のシステムでの昇温を補助 管を接続することにより、現 責任は」との質疑があり、 事故があったときに、町内の と見込んでおり、更に、指定 に、今回設置するボイラの配 遊具の安全点検は市が行っ 児童公園の遊具整備につい 地下に設置してある温水槽

旨の答弁がありました。については、市の責任である」ており、それに起因する事故

質疑終了後、討論に入り、 情及において、特別交付金は、 恒久減税を廃止したことによる、三ヵ年の経過措置による ものであり、その施策に反対 であり、予算編成時と県の試 であり、予算編成時と県の試 であり、予算編成時と県の試 であり、予算編成時と県の試 であり、表 がである旨の討論と、歳入は、 対である旨の討論と、歳入は、 が要なものが、計上されてい るので、賛成するとの討論が るので、賛成するとの討論が

の集会場は、市が設置したも での三分の一の補助が適用さ する条例について」は、「河 する条例について」は、「河 さが生じた場合、他の集会場 どが生じた場合、他の集会場 どが生じた場合、他の集会場 どが生じた場合、他の集会場 どが生じた場合、他の集会場 どが生じた場合、他の集会場 と同じように限度額の範囲内 での三分の一の補助が適用さ での三分の一の補助が適用さ での三分の一の補助が適用さ での三分の一の補助が適用さ での三分の一の補助が適用さ

している」旨の答弁がありまなどは地元で行うことで合意えておらず、河合区とも修繕め、通常の補助の適用は、考のであり、成り立ちが違うた

の答弁がありました。 の答弁がありました。 の答弁がありました。 「土岐市防災行政無線(デース札 ので落札し、八社が、辞退、三社 の応札で、中央電子光学株式 の応札で、中央電子光学株式 の応札で、中央電子光学株式 の応札で、中央電子光学株式 の応札で、中央電子光学株式 の応札で、中央電子光学株式 の応札で、京札率が、九 関契約について」質疑があり、 大記について」質疑があり、 大記について」質疑があり、 大記について」質疑があり、 大記について」質疑があり、 大記について」は、「入札 の答弁がありました。

「全域市公共下水道根幹的「土岐市公共下水道根幹的「土岐市公共下水道事業団が、入札協定の変更について」は、協定の変更について」は、協定の変更について」は、協定の変更について」は、協定の変更についたがあり、「建設か」との質疑がありました。 をするにあたって、地元業者という本店を有する業者というにあたって、地元業者というの答弁がありました。

土岐市憩いの家設置及び管理土岐市憩いの家設置及び管理土岐市の一部改正《全会一致・原案可決》 土岐市会一致・原案可決》 土岐市会一致・原案可決》 土岐市公共下水道根幹的施土岐市公共下水道根幹的施工岐市部の建設工事の請負契約について《全会一致・原案可決》 土岐市憩いの家設置及び管理

特別委員行財政改革

次号で、報告します。) 大号で、報告します。(第六回は、別催しました。主な意見は次四とおりです。(第六回)十月二十二日(第四回)

第四回委員会

取り入れ、柔軟に対応すべき者にお願いをするのではなく、それぞれ組織の中から選進について」組織の長や代表

土岐市一般会計補正予算(第

ではないか

「人札制度について」今までのように、最低応札価額のでのように、最低応札価額の会貢献の度合い、市民福祉の会貢献の圧合い、市民福祉の会貢献の方法を取り組み状況など、総合的な評価を充分加など、総合的な評価を充分加など、総合的な評価を充分加など、総合的な評価を充分加など、総合的な評価を充分加など、総合的な評価を充分加など、総合的な評価を充分加ることも検討すべきではないか。

で、その推移をしっかり見度については、現在、ほとんどについては、現在、ほとんどについては、現在、ほとんどについては、現在、ほとんどについては、現在、ほとんどでの施設が、二十一年度までので、その推移をしっかり見でると当時に、制度の主旨が、中ると当時に、制度の主旨が、中ると当時に、制度の主旨が、中ると当時に、制度の主旨が、は、指定管理者制度

第五回委員会

施設の設置や特別保育の導入るかというと、確かに、平成元年当時と比べれば、百人近元年当時と比べれば、百人近元ので、平成ので、では、電子自治体について」エ